

所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改

正 案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一条 別表第一に掲げる内国法人が支払を受ける第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、差益及び利益の分配（公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

2| 省略

3| 前二項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が、公社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)

第五十七条の四 省略

2 同上

(株式交換等に係る譲渡所得等の特例)

第五十七条の四 同上

2 同上

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第百七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、差益、収益及び利益の分配（公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

2| 同上

3| 同上

4| 前三項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託の受託者が、公社債等につき社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

3 居住者が、各年において、その有する次の各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡をし、かつ、当該事由により当該各号に規定する取得をする法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）又は新株予約権の交付を受けた場合（当該交付を受けた株式又は新株予約権の価額が当該譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となつていないと認められる場合を除く。）には、

第二十七条、第三十三条又は第三十五条の規定の適用については、当該有価証券の譲渡がなかつたものとみなす。

一・二 省略

三 全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（以下この号において「取得決議」という。）によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式（当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含む。）以外の資産（当該取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されない場合の当該取得決議

四・六 省略

（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）

第六十五条 居住者が、延払条件付販売等に該当する棚卸資産の販売若しくは工事（製造を含む。）の請負又は役務の提供（次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。以下この条において「資産の販売等」という。）をした場合において、その資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する年以後の各年において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。ただし、当該資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき、同日の属する年の翌年以後のいずれかの年において当該延払基準の方法により経理しなかつた場合は、その経理しなかつた年の翌年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

3 同上

一・二 同上

三 全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（以下この号において「取得決議」という。）によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付される場合又は当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合の当該取得決議

四・六 同上

（延払条件付販売等に係る収入及び費用の帰属時期）

第六十五条 居住者が、延払条件付販売等に該当する棚卸資産の販売若しくは工事（製造を含むものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものを除く。）の請負又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）をした場合において、その資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する年以後の各年において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。ただし、当該資産の販売等に係る収入金額及び費用の額につき、同日の属する年の翌年以後のいずれかの年において当該延払基準の方法により経理しなかつた場合は、その経理しなかつた年の翌年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

2・6 同上

(工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期)

第六十六条 居住者が、長期大規模工事（工事（製造及びソフトウエアの開発を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が一年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条における年からその目的物の引渡しの日の属する年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収入金額及び費用の額のうち、当該各年分の収入金額及び該各年分の収入金額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、総収入金額及び必要経費に算入する。

2 居住者が、工事（その着手の日の属する年（以下この項において「着工の年」という。）中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の請負をした場合において、その工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき、着工の年からその工事の目的物の引渡しの日の属する年の前年までの各年において政令で定める工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。ただし、その工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき、着工の年の翌年以後のいずれかの年において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合は、その経理しなかつた年の翌年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

(工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期)

第六十六条 居住者が、長期大規模工事（工事（製造を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が二年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の請負をしたときは、その着手の日の属する年からその目的物の引渡しの日の属する年の前年までの各年分の事業所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収入金額及び費用の額のうち、当該各年分の収入金額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、総収入金額及び必要経費に算入する。

2 居住者が、工事（その着手の日の属する年（以下この項において「着工の年」という。）中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の請負をした場合において、その工事の請負（損失が生ずると見込まれるものを除く。）に係る収入金額及び費用の額につき、着工の年からその工事の目的物の引渡しの日の属する年の前年までの各年において政令で定める工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収入金額及び費用の額は、当該各年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額及び必要経費に算入する。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる年分以後の年分の事業所得の金額の計算については、この限りでない。

- 一 その工事の請負に係る収入金額及び費用の額につき、着工の年の翌年以後のいずれかの年において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合（その経理しなかつた年の翌年）
二 その工事の請負につき損失が生ずると見込まれるに至つたことその他政令で定める事由が生じた場合（その事由が生じた日の属する年）

3 省 略

(リース取引に係る所得の金額の計算)

第六十七条の二 省 略

2 居住者が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の

(リース取引に係る所得の金額の計算)

第六十七条の二 同 上

2 居住者が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の

貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である居住者の各年分の各種所得の金額を計算する。

3・4 省略

(寄附金控除)

第七十八条 居住者が、毎年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 省略

2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に関するものを除く。）をいう。

一 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）

二 公益社団法人、公益財團法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

イ・ロ 省略

三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

3 居住者が、特定公益信託（公益信託ニ関スル法律第一条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすも

質借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である居住者の各年分の各種所得の金額を計算する。

3・4 同上

(寄付金控除)

第七十八条 居住者が、毎年において、特定寄付金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄付金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 同上

2 前項に規定する特定寄付金とは、次に掲げる寄付金（学校の入学に関するものを除く。）をいう。

一 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対する寄付金（その寄付をした者がその寄付によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄付をした者に及ぶと認められるものを除く。）

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行なう法人又は団体に対する寄付金（当該法人の設立のためにされる寄付金その他の当該法人の設立前においてされる寄付金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

イ・ロ 同上

三 別表第一第一号に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄付金（前二号に規定する寄付金に該当するものを除く。）

3 居住者が、特定公益信託（公益信託ニ関スル法律第一条（公益信託）に規定する公益信託で信託の終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすも

のであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。)のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭は、前項に規定する特定寄附金とみなして第一項の規定を適用する。

- 4 第一項の規定による控除は、寄附金控除という。
- 4 第一項の規定による控除は、寄付金控除という。

(所得控除の順序)

第八十七条 雜損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 省 略

(確定所得申告)

第一百二十条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一 第一項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、社会保険料控除(第七十一条第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料に係るものに限る。)、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除に関する事項の記載をする居住者これらのが控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

二・三 省 略

4・5 省 略

(国内源泉所得)

第一百六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 省 略

一の二 国内において民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約(これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。)に基づいて行う事業から生ずる利益で

のであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。)のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した金銭は、前項に規定する特定寄附金とみなして第一項の規定を適用する。

- 4 第一項の規定による控除は、寄附金控除という。
- 4 第一項の規定による控除は、寄付金控除という。

(所得控除の順序)

第八十七条 雜損控除と医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除又は基礎控除とを行う場合には、まず雑損控除を行うものとする。

2 同 上

(確定所得申告)

第一百二十条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 第一項の規定による申告書に雑損控除、医療費控除、社会保険料控除(第七十一条第二項第五号(社会保険料控除)に掲げる社会保険料に係るものに限る。)、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除に関する事項の記載をする居住者これらのが控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類

二・三 同 上

4・5 同 上

(国内源泉所得)

第一百六十一条 同 上

一 同 上

一の二 国内において民法第六百六十七条第一項(組合契約)に規定する組合契約(これに類するものとして政令で定める契約を含む。以下この号において同じ。)に基づいて行う事業から生ずる利益で当該組合契約に基づいて配分を受

当該組合契約に基づいて配分を受けるもののうち政令で定めるもの

一の三、三省略

四 第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ 日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

ロ 外国法人の発行する債券の利子のうち当該外国法人が国内において行う事

業に帰せられるものその他の政令で定めるもの

ハ 省略

二省略

五、十二省略

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第二百八十条の二 第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）、第一百七十八条（外国法人に係る所得税の課税標準）及び第二百七十九条（外国法人に係る所得税の税率）の規定は、外国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「外国信託会社」という。）が、その引き受けた第二百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する証券投資信託の信託財産に属する同項に規定する公社債等につき第二百六十二条第四号（同号ハを除く。）又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2 第七条第一項第五号、第二百七十八条及び第二百七十九条の規定は、外国信託会社が、その引き受けた第二百七十六条第二項に規定する退職年金等信託の信託財産に属する同項に規定する公社債等につき第二百六十二条第四号（同号ハを除く。）、第五号又は第二十二条に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2 第七条第一項第五号、第二百七十八条及び第二百七十九条の規定は、外国信託会社が、その引き受けた第二百七十六条第二項に規定する退職年金等信託の信託財産に属する同項に規定する公社債等につき第二百六十二条第四号（同号ロを除く。）、第五号又は第二十二条に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

けるもののうち政令で定めるもの

一の三、三同上

四 同上

イ 公社債のうち日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

利子

ロ 同上

五、十二同上

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第二百八十条の二 第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）、第二百七十八条（外国法人に係る所得税の課税標準）及び第二百七十九条（外国法人に係る所得税の税率）の規定は、外国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「外国信託会社」という。）が、その引き受けた第二百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する証券投資信託の信託財産に属する同項に規定する公社債等につき第二百六十二条第四号（同号ロを除く。）又は第五号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

3・4省略

(先物取引の差金等決済をする者の告知)

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めるところにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 委託により商品先物取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項（定義）に規定する先物取引（同条第九項に規定する商品市場において行われる同条第十項第一号ホに掲げる取引を含む。）をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた同法第二条第十八項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを受けた商品取引員の営業所等の長）

二 商品先物取引をした場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該商品先物取引の相手方である商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

三 委託により市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第一十一項（定義）に規定する市場デリバティブ取引のうち、同項第一号から第三号までに掲げる取引であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該市場デリバティブ取引の委託を受けた金融商品取引業者等（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項（通則）に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）又は同法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下この項において同じ。）の営業所の長（市場デリバティブ取引の委託の取次ぎにより当該金融商品取引業者等に当該市場デリバティブ取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを受けた

金融商品取引業者等の営業所の長)

- 四 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第一項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）をした場合 当該店頭デリバティブ取引の相手方である金融商品取引業者等の営業所の長（店頭デリバティブ取引の取次ぎにより当該金融商品取引業者等が当該店頭デリバティブ取引をした場合にあつては、当該取次ぎを引き受けた金融商品取引業者等の営業所の長）
- 2| 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める決済をいう。
- | 一 商品先物取引 当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）
- | 二 市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引 当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済（当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に係る金融商品取引法第二条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）
- （支払調書及び支払通知書）
- 第一百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十一号に規定する交付及び第十三号に規定する差金等決済を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第一号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第一百六十二条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確

る国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

一、十一 省略

十二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をする同条第一項に規定する商品取引員等

二、四 省略

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

名 称	根 拠	法
医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法	
沖縄振興開発金融公庫		
省 略	省 略	
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び公益社団法人及び	

定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一、十一 同上

十二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

二、四 同上

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

一、次の表に掲げる法人

名 称	根 拠	法
同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

省略	市街地再開発組合												公益社団法人 （平成十八年四十九号）
省略	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）												公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年四十九号）
		国立大学法人	省略	国民健康保険組合	国民健康保険法	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法	国家公務員共済組合法	同上	同上	同上	厚生年金保険法
		国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十一号）	省略	国民健康保険団体連合会	国民健康保険法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	厚生年金基金

同上	同上	財団法人（民法第三十一条（公益法人の設立の規定により設立されたものに限る。）	民法	同上	同上	同上	同上	国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）	同上	同上	同上	同上
同上	同上												

社会保険労務士会	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	同上
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）	省略
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第二百八十五号）	省略
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	同上	同上
商品先物取引協会	商品取引所法	同上
消防団員等公務災害補償基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第二百七号）	同上
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十一年法律第二百二十一号）	同上

人であるものに限る。 地方公務員の団体（法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	民法
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	同上	同上	同上	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	同上	同上	同上	同上	同上

地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
省 略	省 略
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第二百九号）
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
省 略	省 略
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第二百八十五号）
農業共済組合連合会	同 上
農業協同組合中央会	農業協同組合法
農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。）	同 上

農業協同組合連合会（医療法第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定したものに限る。）	農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条（公的医療機関の定義）に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定められたものとして財務大臣が指定したものに限る。）	同 上	同 上	同 上
		同 上	同 上	同 上

農業信用基金協会		
省 略	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四 号）	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四 号）

同 上	同 上	
同 上	同 上	

二 前号の表に掲げる内国法人のうちいずれかのものの国外に源泉がある所得（
収益事業から生ずる所得を除く。）について所得税及び法人税に相当する税を
課さないこととしている外国に本店又は主たる事務所を有する外国法人で、当
該内国法人に準ずるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定した
もの

(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則	第一章 通則(第一条—第三条)	第一章 同上
	第二章 納稅義務者(第四条)	第二章 同上
	第二章の二 連結納稅義務者(第四条の二—第四条の五)	第二章の二 同上
	第二章の三 法人課稅信託(第四条の六—第四条の八)	第二章の三 同上
第三章 課稅所得等の範囲等	第三章 課稅所得等の範囲(第五条—第十条の二)	第三章 課稅所得等の範囲(第五条—第十条の二)
	第二節 課稅所得の範囲の変更等(第十条の二)	第二節 課稅所得の範囲の変更等(第十条の二)
	第四章 所得の帰属に関する通則(第十一条・第十二条)	第四章 同上
	第五章 事業年度等(第十三条—第十五条の二)	第五章 同上
	第六章 納稅地(第十六条—第二十条)	第六章 同上
第二編 内國法人の法人税		
第一章 各事業年度の所得に対する法人税		
第一節 課稅標準及びその計算		
第一款 課稅標準(第二十一条)	第一章 同上	第一章 同上
第二款 各事業年度の所得の金額の計算の通則(第二十二条)	第二款 同上	第二款 同上
第三款 益金の額の計算	第三款 同上	第三款 同上
第一目 受取配当等(第二十三条・第二十四条)	第一目 同上	第一目 同上
第二目 資産の評価益(第二十五条)	第二目 同上	第二目 同上
第三目 還付金等(第二十六条—第二十八条)	第三目 同上	第三目 同上
第四款 損金の額の計算	第四款 同上	第四款 同上
第一目 資産の評価及び償却費(第二十九条—第三十二条)	第一目 同上	第一目 同上
第二目 資産の評価損(第三十三条)	第二目 同上	第二目 同上
第三目 役員の給与等(第三十四条—第三十六条)	第三目 同上	第三目 同上
第四目 寄附金(第三十七条)	第四目 同上	第四目 同上
第五目 租稅公課等(第三十八条—第四十一条)	第五目 同上	第五目 同上
第六目 圧縮記帳(第四十二条—第五十一条)	第六目 同上	第六目 同上
第七目 引当金(第五十二条・第五十三条)	第七目 同上	第七目 同上
第七目の二 新株予約権を対価とする費用等(第五十四条)	第七目の二 同上	第七目の二 同上

目次

第一編 同上	第一章 同上	第一章 同上
	第二章 同上	第二章 同上
	第三章 同上	第三章 同上
第三章 課稅所得等の範囲(第五条—第十条の二)	第三章 課稅所得等の範囲(第五条—第十条の二)	第三章 課稅所得等の範囲(第五条—第十条の二)

第一編 同上	第一章 同上	第一章 同上
	第二款 同上	第二款 同上
	第三款 同上	第三款 同上
	第四款 同上	第四款 同上
第一目 同上	第一目 同上	第一目 同上
第二目 同上	第二目 同上	第二目 同上
第三目 同上	第三目 同上	第三目 同上
第四目 同上	第四目 同上	第四目 同上
第五目 同上	第五目 同上	第五目 同上
第六目 同上	第六目 同上	第六目 同上
第七目 同上	第七目 同上	第七目 同上

上

第七目	不正行為等に係る費用等	(第五十五条・第五十六条)	第七目の三 同上
第八目	繰越欠損金	(第五十七条一第五十九条)	第八目 同上
第九目	契約者配当等	(第六十条・第六十条の二)	第九目 同上
第十目	特定株主等によつて支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失 額	(第六十条の三)	第十目 同上
第五款	利益の額又は損失の額の計算		
第一目	短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益	(第六十一条)	第一目 同上
第一目の二	有価証券の譲渡損益及び時価評価損益	(第六十一条の二)	第一目の二 同上
第二目	デリバティブ取引による利益額又は損失額の計上時期等	(第六十一 条の五)	第二目 同上
第三目	ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上時期等	(第六十一 条の六・第六十一条の七)	第三目 同上
第四目	外貨建取引の換算等	(第六十一条の八一第六十一条の十)	第四目 同上
第五目	連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益	(第六十一条の十 一・第六十一条の十二)	第五目 同上
第六目	分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益	(第六十一 条の十三)	第六目 同上
第六款	組織再編成に係る所得の金額の計算	(第六十二条一第六十二条の 九)	第六款 同上
第七款	収益及び費用の帰属事業年度の特例	(第六十三条・第六十四条)	第七款 同上
第八款	リース取引	(第六十四条の二)	第八款 同上
第九款	法人課税信託に係る所得の金額の計算	(第六十四条の三)	第九款 同上
第十款	公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算	(第六 十四条の四)	第十款 各事業年度の所得の金額の計算の細目 (第六十五条)
第十一款	各事業年度の所得の金額の計算の細目	(第六十五条)	
第二節	税額の計算		
第一款	税率	(第六十六条・第六十七条规定)	第二節 同上
第二款	税額控除	(第六十八条一第七十条の二)	第一款 同上
第三款	申告、納付及び還付等		第二款 同上
第一款	中間申告	(第七十一条一第七十三条)	第三款 同上
第二款	確定申告	(第七十四条一第七十五条の二)	第二款 同上
第三款	納付	(第七十六条・第七十七条)	第三款 同上

第七款	同上	第五款	同上
第八款	同上	第一目	同上
第九款	同上	第一目の二	同上
第六款	同上	第二目	同上
第七款	同上	第三目	同上
第八款	同上	第四目	同上
第九款	同上	第五目	同上
第六款	同上	第六目	同上
第七款	同上	第七款	同上
第八款	同上	第八款	同上
第九款	同上	第九款	同上
第六款	同上	第十款	各事業年度の所得の金額の計算の細目 (第六十五条)

第四款 還付（第七十八条—第八十条）

第五款 更正の請求の特例（第八十条の二）

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

第一款 課税標準（第八十一条）

第二款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算（第八十一条の二）

第三款 益金の額又は損金の額の計算

第一目 個別益金額又は個別損金額（第八十一条の三）

第二目 受取配当等（第八十一条の四）

第三目 外国税額（第八十一条の四の二・第八十一条の五）

第四目 寄附金（第八十一条の六）

第五目 所得税額等（第八十一条の七・第八十一条の八）

第六目 緑越欠損金（第八十一条の九・第八十一条の九の二）

第七目 連結法人間取引の損益（第八十一条の十）

第四款 各連結事業年度の連結所得の金額の計算の細目（第八十一条の十一）

第二節 税額の計算

第一款 税率（第八十一条の十二・第八十一条の十三）

第二款 税額控除（第八十一条の十四—第八十一条の十七）

第三款 連結法人税の個別帰属額の計算（第八十一条の十八）

第三節 申告、納付及び還付等

第一款 連結中間申告（第八十一条の十九—第八十一条の二十一）

第二款 連結確定申告（第八十一条の二十二—第八十一条の二十四）

第三款 個別帰属額等の届出（第八十一条の二十五）

第四款 納付（第八十一条の二十六—第八十一条の二十八）

第五款 還付（第八十一条の二十九—第八十一条の三十二）

第六款 更正の請求の特例（第八十二条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算（第八十三条—第八十六条）

第二節 税額の計算（第八十七条）

第三節 中告及び納付（第八十八条—第九十一条）

第三章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

第一節 解散の場合の清算所得に対する法人税

第四款 同 上

第五款 同 上

第一章の二 同 上

第一節 同 上

第二款 同 上

第三款 同 上

第四款 同 上

第五款 同 上

第六款 同 上

第七款 同 上

第八款 同 上

第九款 同 上

第十款 同 上

第十一款 同 上

第十二款 同 上

第十三款 同 上

第十四款 同 上

第十五款 同 上

第十六款 同 上

第十七款 同 上

第十八款 同 上

第十九款 同 上

第二十款 同 上

第二十一款 同 上

第二十二款 同 上

第二十三款 同 上

第二十四款 同 上

第二十五款 同 上

第二十六款 同 上

第二十七款 同 上

第二十八款 同 上

第二十九款 同 上

第三十款 同 上

第三十一款 同 上

第三十二款 同 上

第三十三款 同 上

第一款 課税標準及びその計算（第九十二条—第九十八条）

第二款 税額の計算（第九十九条—第一百一条）

第三款 申告、納付及び還付（第一百二条—第一百十条）

第四款 清算中に公益法人等が内国普通法人等に移行する場合の特例（第百十一条—第百十七条）

第一款 同上
第二款 同上
第三款 申告、納付及び還付（第一百二条—第一百十七条）

第二節 繼続等の場合の課税の特例（第百十八条—第百二十条）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第百三十八条—第百四十条）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第三章 退職年金等積立金に対する法人税

第四章 青色申告（第百四十六条）

第五章 更正及び決定（第百四十七条）

第六章 税額の計算（第百四十五条の四）

第七章 申告及び納付（第百四十五条の五）

第八章 青色申告（第百四十六条规定）

第九章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第十章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第十一章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第十二章 青色申告（第百四十六条规定）

第十三章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第十四章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第十五章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第十六章 青色申告（第百四十六条规定）

第十七章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第十八章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第十九章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第二十章 青色申告（第百四十六条规定）

第二十一章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第二十二章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第二十三章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第二十四章 青色申告（第百四十六条规定）

第二十五章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第二十六章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第二十七章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第二十八章 青色申告（第百四十六条规定）

第二十九章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第三十章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第三十一章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第三十二章 青色申告（第百四十六条规定）

第三十三章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第三十四章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第三十五章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第三十六章 青色申告（第百四十六条规定）

第三十七章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第三十八章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第三十九章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第四十章 青色申告（第百四十六条规定）

第四十一章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第四十二章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第四十三章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第四十四章 青色申告（第百四十六条规定）

第四十五章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第四十六章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第四十七章 申告及び納付（第百四十五条の五的规定）

第四十八章 青色申告（第百四十六条规定）

第四十九章 更正及び決定（第百四十七条的规定）

第五十章 税額の計算（第百四十五条の四的规定）

第一節 同上
第二節 同上
第三節 同上
第四節 同上
第五節 同上
第六節 同上
第七節 同上
第八節 同上
第九節 同上
第十節 同上
第十一節 同上
第十二節 同上
第十三節 同上
第十四節 同上
第十五節 同上
第十六節 同上
第十七節 同上
第十八節 同上
第十九節 同上
第二十節 同上
第二十一節 同上
第二十二節 同上
第二十三節 同上
第二十四節 同上
第二十五節 同上
第二十六節 同上
第二十七節 同上
第二十八節 同上
第二十九節 同上
第三十節 同上
第三十一節 同上
第三十二節 同上
第三十三節 同上
第三十四節 同上
第三十五節 同上
第三十六節 同上
第三十七節 同上
第三十八節 同上
第三十九節 同上
第四十節 同上
第四十一節 同上
第四十二節 同上
第四十三節 同上
第四十四節 同上
第四十五節 同上
第四十六節 同上
第四十七節 同上
第四十八節 同上
第四十九節 同上
第五十節 同上

（定義）

第一条 同上
第二条 同上
第三条 同上
第四条 同上
第五条 同上
第六条 同上
第七条 同上
第八条 同上
第九条 同上
第十条 同上
第十一条 同上
第十二条 同上
第十三条 同上
第十四条 同上
第十五条 同上
第十六条 同上
第十七条 同上
第十八条 同上
第十九条 同上
第二十条 同上
第二十一条 同上
第二十二条 同上
第二十三条 同上
第二十四条 同上
第二十五条 同上
第二十六条 同上
第二十七条 同上
第二十八条 同上
第二十九条 同上
第三十条 同上
第三十一条 同上
第三十二条 同上
第三十三条 同上
第三十四条 同上
第三十五条 同上
第三十六条 同上
第三十七条 同上
第三十八条 同上
第三十九条 同上
第四十条 同上
第四十一条 同上
第四十二条 同上
第四十三条 同上
第四十四条 同上
第四十五条 同上
第四十六条 同上
第四十七条 同上
第四十八条 同上
第四十九条 同上
第五十条 同上

（定義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

一九省略

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財團法人（公益社団法人又は公益
財團法人を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目
的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものと
して政令で定めるもの

口 その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

十～十二の十七 省 略

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものとされるものをいう。

十四～三十五 省 略

三十六 残余財産分配等予納申告書 第百三条第一項（残余財産の一部分配等に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十七～四十一 省 略

四十二 清算中の予納額 第百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）

又は第一百六条（残余財産の一部分配等に係る予納申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（これらの規定に規定する申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正がつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額とする。）をいう。

四十三～四十八 省 略

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行ふ場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2| 公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

3| 外国法人は、第一百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するとき（人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものと有するとき）に限る。）、法人課税信託の引受けを行うとき又は第一百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

十～十二の十七 同 上

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて営まれるものとされるものをいう。

十四～三十五 同 上

三十六 残余財産分配予納申告書 第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十七～四十一 同 上

四十二 清算中の予納額 第百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）

又は第一百六条（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）の規定により納付すべき法人税の額（これらの規定に規定する申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかつたことによる決定により納付すべき法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正がつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額とする。）をいう。

四十三～四十八 同 上

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、内国外法である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行ふ場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2| 公共法人は、前二項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

3| 外国法人は、第一百三十八条（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得を有するとき（外國法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものと有するとき）に限る。）、法人課税信託の引受けを行うとき又は第一百四十五条の三（外國法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。

4 3| 公共法人は、前二項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。

(連結納税の承認の取消し等)

第四条の五 省略

第四条の五 同上

2 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、連結法人（第一号、第三号、第六号及び第七号）にあつてはこれらの規定に規定する連結親法人及びすべての連結子法人とし、第二号にあつては同号に規定する連結親法人とし、第四号及び第五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とする。」は、当該各号に定める日において第四条の二の承認を取り消されたものとみなす。この場合において、その承認は、そののみの承認は、そのみなされた日以後の期間について、その効力を失うものとする。

一 連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による第四条の二に規定する完全支配関係（第七号において「完全支配関係」という。）が生じたこと その生じた日

二 連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が連結親法人のみとなつたこと そのなくなつた日

三・四 省略

五 連結子法人（解散したものと除く。）が連結親法人との間に当該連結親法人

による連結完全支配関係を有しなくなつたこと（第一号、第三号、次号又は第七号に掲げる事実に基因するものを除く。） その有しなくなつた日

六 連結親法人が公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

七 連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

3-7 省略

第三章 課税所得等の範囲等

第一節 課税所得等の範囲

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 省略

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 同上

第三章 課税所得等の範囲

3-7 同上

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 同上

(連結納税の承認の取消し等)

第四条の五 省略

2 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、連結法人（第一号及び第三号）にあつてはこれらの規定に規定する連結親法人及びすべての連結子法人とし、第二号にあつては同号に規定する連結親法人とし、第四号及び第五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とする。」は、当該各号に定める日において第四条の二の承認を取り消されたものとみなす。この場合において、その承認は、そののみなされた日以後の期間について、その効力を失うものとする。

一 連結親法人と内国法人（普通法人又は協同組合等に限る。）との間に当該内国法人による第四条の二に規定する完全支配関係が生じたこと。 その生じた日

二 連結子法人がなくなつたことにより、連結法人が連結親法人のみとなつたこと。 その生じた日

三・四 同上

五 連結子法人（解散したものと除く。）が連結親法人との間に当該連結親法人

による連結完全支配関係を有しなくなつたこと（第一号又は第三号に掲げる事実に基因するものを除く。）。 その有しなくなつた日

六 連結親法人が公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

七 連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日

2 外国法人（人格のない社団等に限る。）の前項に規定する国内源泉所得に係る所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同項の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

第十一条 削除

（退職年金業務等を行う外国法人の退職年金等積立金の課税）

第十条の二 第百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人に対しては、第九条第一項（外国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

第二節 課税所得の範囲の変更等

（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）

第十条の三 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財團法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）

二 第八十二条の三十一第三項（連結欠損金の繰戻しによる還付）

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

二 第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

三 第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

（外国公益法人等の非収益事業所得の非課税）

第十一条 外国法人である公益法人等又は人格のない社団等の前条に規定する所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

（退職年金業務等を行う外国法人の退職年金等積立金の課税）

第十条の二 第百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人に対しては、第九条（外国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

四 第八十一条

3 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は政令で定める。

(事業年度の意義)

第十三条 省略

2 法令及び定款等に会計期間の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日以後二月以内に、会計期間を定めてこれを納稅地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 内国法人 設立の日（公益法人等又は人格のない社団等については収益事業を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行つてないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等については当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）

二 外国法人 第百四十二条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第三百四十二条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（人格のない社団等については、第三百四十二条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日）

3 省略

4 第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合は、その人格のない社団等の会計期間は、その年の一月一日（同項第一号に規定する収益事業を開始した日又は同項第二号に規定する国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

(みなし事業年度)

第十四条 次の各号に規定する法人（第六号から第八号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、第九号、第十四号、第十五号及び第十七号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十三号及び第十八号にあつては

(事業年度の意義)

第十三条 同上

2 法令及び定款等に会計期間の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる日以後二月以内に、会計期間を定めてこれを納稅地の所轄税務署長に届け出なければならない。

一 内国法人 設立の日（内国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を開始した日）

二 外国法人 第百四十二条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないで第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第三百四十二条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等については、第三百四十二条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日）

3 同上

4 第二項の規定による届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合は、その人格のない社団等の会計期間は、その年の一月一日（同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものと有することとなつた日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

(みなし事業年度)

第十四条 次の各号に規定する法人（第六号から第八号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、第九号、第十四号、第十五号及び第十七号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十三号にあつては同号に規定する連結法

はこれらの規定に規定する連結法人とし、第十六号にあつては同号に規定する連結親法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一〇三 省略

四 第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号、第七号及び第二十号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）が開始した場合（第六号に掲げる場合を除く。）その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間

五〇八 省略

九 連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（次号、第十一号、第十三号から第十五号まで及び第十七号から第二十号までに掲げる場合を除く。）その連結事業年度開始の日からその有しなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十〇六 省略

十七 連結子法人の連結事業年度の中途において連結親法人が公益法人等に該当することとなつた場合 その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十八 連結親法人と内国法人（公益法人等に限る。）との間に当該内国法人による完全支配関係がある場合において、連結法人の連結事業年度の中途において当該内国法人が普通法人又は協同組合等に該当することとなつたとき その連結事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間、その該当することとなつた日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

一〇三 同上

四 第四条の二（連結納税義務者）に規定する他の内国法人の事業年度の中途において最初連結親法人事業年度（各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号、第七号及び第十八号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）が開始した場合（第六号に掲げる場合を除く。）その事業年度開始の日からその最初連結親法人事業年度開始の日の前日までの期間

五〇八 同上

九 連結子法人が連結事業年度の中途において連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係を有しなくなつた場合（次号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号及び第十八号に掲げる場合を除く。）その連結事業年度開始の日からその有しなくなつた日（以下この号において「離脱日」という。）の前日までの期間、当該離脱日からその連結事業年度終了の日までの期間及びその終了の日の翌日から当該翌日の属する事業年度終了の日までの期間

十〇六 同上

十七 同上

人とし、第十六号にあつては同号に規定する連結親法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

二十一 省略

二十二 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途中において新たに収益事業を開始した場合（人格のない社団等にあつては、前条第四項に規定する場合に該当する場合を除く。）その開始した日から同日の属する事業年度終了の日までの期間

二十三 公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場合又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつた場合（その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間）

二十四 省略
二十五 省略
二十六 省略
二十七 省略

（寄附金の損金不算入）

三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めることにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

二 省略
三 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに次の各号に掲げる寄附金の額があるときは、当該各号に掲げる寄附金の額の合計額は、同項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。

一 省略
二 公益社団法人、公益財團法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

二十八 同上

十九 同上
二十 同上
二十一 同上
二十二 同上
二十三 同上

（寄附金の損金不算入）

三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めることにより計算した金額（第四項において「損金算入限度額」という。）を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

二 同上

一 同上

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前ににおいてされる寄附金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

イ・ロ 省 略

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財團法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額（公益社団法人又は公益財團法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するもののために支出した金額）は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第一項の規定を適用する。

6-12 省 略

（法人税額等の損金不算入）

第三十八条 省 略

2 内国法人が納付する次に掲げるものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第九条の四（受益者等が存しない信託等の特例）又は第六十六条（人格のない社団又は財團等に対する課税）の規定による贈与税及び相続税

二 省 略

3-4 省 略

（貸倒引当金）

第五十二条 省 略
2-10 省 略

イ・ロ 同 上

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうちに、公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度に係る損金算入限度額を超える場合には、当該損金算入限度額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、内国法人である公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5 内国法人である公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第一項の規定を適用する。

6-12 同 上

（法人税額等の損金不算入）

第三十八条 同 上

2 同 上

（法人税額等の損金不算入）

一 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第九条の四（受益者等が存しない信託等の特例）又は第六十六条第四項（公益を目的とする事業を行う法人に対する課税）の規定による贈与税及び相続税

二 同 上

3-4 同 上

（貸倒引当金）

第五十二条 同 上
2-10 同 上

11 第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

12 省略

(返品調整引当金)

第五十三条 省略

218 省略

9 第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、第一項の規定は適用しない。

10 省略

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)

第六十一条の二 省略

213 省略

14 内国法人が次の各号に掲げる有価証券を当該各号に定める事由により譲渡をし、かつ、当該事由により当該各号に規定する取得をする法人の株式又は新株予約権の交付を受けた場合（当該交付を受けた株式又は新株予約権の価額が当該譲渡をした有価証券の価額とおおむね同額となつていないと認められる場合を除く。）における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該各号に掲げる有価証券の当該譲渡の直前の帳簿価額（第四号に掲げる有価証券については、同号の新株予約権付社債の当該譲渡の直前の帳簿価額）に相当する金額とする。

1.2 省略

三 全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（以下この号において「取得決議」という。）によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式（当該株式と併せて交付される当該取得をする法人の新株予約権を含む。）以外の資産（当該

11 同上

(返品調整引当金)

第五十三条 同上

218 同上

9 同上

(有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入)

第六十一条の二 同上

213 同上

14 同上

1.2 同上

三 全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（以下この号において「取得決議」という。）によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）当該全部取得条項付種類株式に係る取得決議によりその取得の対価として当該取得をされる株主等に当該取得をする法人の株式のみが交付され、交付される当該取得をする法人の株式及び新株予約権のみが交付される場合の

取得の価格の決定の申立てに基づいて交付される金銭その他の資産を除く。) が交付されない場合の当該取得決議

四・五 省 略

15
15
23 省 略

(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)

第六十二条 内国法人が合併又は分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該合併又は分割の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合においては、当該合併により当該資産及び負債の移転をした当該内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）は、当該合併法人から新株等（当該合併法人が当該合併により交付した当該合併法人の株式（出資を含む。以下この項及び次条において同じ。）その他の資産（第六十一条の二第三項又は損金算入）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式その他の資産を含む。）をいいう。）をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2・3 省 略

(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)

第六十二条の二 省 略

2 前項（適格合併に係る部分に限る。）の場合においては、同項の適格合併（同項の合併法人が資本又は出資を有しない法人である場合における当該適格合併を除く。）によりその有する資産及び負債の移転をした内国法人（資本又は出資を有しないものを除く。）は、前条第一項後段の規定にかかわらず、前項の合併法人から当該合併法人の株式又は第二条第十二号の八（定義）に規定する合併親法人株式（第六十一条の二第三項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式又は当該合併親法人株式を含む。）を当該適格合併により移転をした資産及び負債の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により取得し、直ちに当該株式又は当該合併親法人株式を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

(合併及び分割による資産等の時価による譲渡)

第六十二条 内国法人が合併又は分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該合併又は分割の時の価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合においては、当該合併により当該資産及び負債の移転をした当該内国法人は、当該合併法人から新株等（当該合併法人が当該合併により交付した当該合併法人の株式（出資を含む。以下この項及び次条において同じ。）その他の資産（第六十一条の二第三項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式その他の資産を含む。）をいいう。）をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2・3 同 上

(適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ)

第六十二条の二 同 上

2 前項（適格合併に係る部分に限る。）の場合においては、同項の内国法人は、前条第一項後段の規定にかかわらず、前項の合併法人から当該合併法人の株式又は第二条第十二号の八（定義）に規定する合併親法人株式（第六十一条の二第三項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる当該合併法人の株式又は当該合併親法人株式を含む。）を当該適格合併により移転をした資産及び負債の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により取得し、直ちに当該株式又は当該合併親法人株式を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

当該取得決議

四・五 同 上

15
15
23 同 上

(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)

第六十三条 内国法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事（製造を含む。）の請負又は役務の提供（次条第一項に規定する長期大規模工事の請負を除く。以下この条において「資産の販売等」という。）をした場合において、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額について、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、当該資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、同日の属する事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該延払基準の方法により経理しなかつた場合は、第四項の規定の適用を受けた場合は、その経理しなかつた決算に係る事業年度後又はこれらの規定の適用を受けた事業年度後の事業年度については、この限りでない。

2-9 省略

(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)

第六十四条 内国法人が、長期大規模工事（工事（製造及びソフトウエアの開発を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められている目的物の引渡しの期日までの期間が一年以上であることと、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の請負をしたときは、その着手の日の属する事業年度からその目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、当該各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

2 内国法人が、工事（その着手の日の属する事業年度（以下この項において「着工事業年度」という。）中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の請負をした場合において、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度からその工事の目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度まで

(長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度)

第六十三条 内国法人が、長期割賦販売等に該当する資産の販売若しくは譲渡、工事（製造を含むものとし、次条第一項に規定する長期大規模工事に該当するものと除く。）の請負又は役務の提供（以下この条において「資産の販売等」という。）をした場合において、その資産の販売等に係る収益の額及び費用の額について、その資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度の確定した決算において政令で定める延払基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、当該資産の販売等に係る収益の額及び費用の額につき、同日の属する事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該延払基準の方法により経理しなかつた場合は、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けた場合は、その経理しなかつた決算に係る事業年度後又はこれらの規定の適用を受けた事業年度後の事業年度については、この限りではない。

2-9 同上

(工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度)

第六十四条 内国法人が、長期大規模工事（工事（製造を含む。以下この条において同じ。）のうち、その着手の日から当該工事に係る契約において定められていける目的物の引渡しの期日までの期間が二年以上であること、政令で定める大規模な工事であることその他政令で定める要件に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の請負をしたときは、その着手の日の属する事業年度からその目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、その長期大規模工事の請負に係る収益の額及び費用の額のうち、当該各事業年度の収益の額及び費用の額として政令で定める工事進行基準の方法により計算した金額を、益金の額及び損金の額に算入する。

2 内国法人が、工事（その着手の日の属する事業年度（以下この項において「着工事業年度」という。）中にその目的物の引渡しが行われないものに限るものとし、長期大規模工事に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の請負をした場合において、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度からその工事の目的物の引渡しの日の属する事業年度の前事業年度まで

の各事業年度の確定した決算において政令で定める工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合には、その経理しなかつた決算に係る事業年度の翌事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

3 省略

第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四 一般社団法人若しくは一般財團法人又は医療法人（公益法人等に限る。次項において「特定公益法人等」という。）である内国法人が普通法人に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日（以下この項及び第三項において「移行日」という。）前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積所得金額」という。）又は当該移行日前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人である内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該被合併法人の当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積所得金額」という。）又は当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、

渡しの日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の確定した決算において政令で定める工事進行基準の方法により経理したときは、その経理した収益の額及び費用の額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額及び損金の額に算入する。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

- 一 その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理しなかつた場合 その経理しなかつた決算に係る事業年度の翌事業年度
- 二 その工事の請負につき損失が生ずると見込まれるに至つたことその他政令で定める事由が生じた場合 その事由が生じた日の属する事業年度

3 同上

益金の額又は損金の額に算入する。

3 第一項の内國法人が公益社團法人及び公益財團法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項又は第二項（公益認定の取消し）の規定によりこれららの規定に規定する公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法人である場合、前項の内國法人が公益社團法人又は公益財團法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は当該適格合併の日以後に公益の目的のために支出される金額として政令で定める金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、累積所得金額若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合併前累積欠損金額に加算する。

4 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り適用する。

5 税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。

6 前二項に定めるもののほか、第三項に規定する政令で定める金額を支出した事業年度における処理その他第一項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十一款 各事業年度の所得の金額の計算の細目

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 内國法人である普通法人、一般社團法人等（別表第二に掲げる一般社團法人及び一般財團法人並びに公益社團法人及び公益財團法人をいう。次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社團等に対して課する各事業年度の所得

に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

第十款 各事業年度の所得の金額の計算の細目

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 内國法人である普通法人又は人格のない社團等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）一般社團法人等又は人格のない社團等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわ

項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対し課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十二の税率を乗じて計算した金額とする。

4-6 省略

（所得税額の控除）

第六十八条 省略

2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が支払を受けた利息及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき課される同項の所得税の額については、適用しない。

3-4 省略

（中間申告）

第六十八条 省略

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人等又は人格のない社団等が支払を受けた利息及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものについて課される同項の所得税の額については、適用しない。）

2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が支払を受けた利息及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき課される同項の所得税の額については、適用しない。

3-4 省略

らず、百分の二十二の税率による。

3 内国法人である公益法人等又は協同組合等に対し課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十二の税率を乗じて計算した金額とする。

4-6 同上

（所得税額の控除）

第六十八条 同上

2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が支払を受けた利息及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき所得税法の規定により課される所得税の額については、適用しない。

3-4 同上

（中間申告）

第六十八条 同上

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度、連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。
・税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。
・ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

1-2 同上

2-4 省略